

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、次の経営理念を掲げ、すべての役員（取締役、監査等委員である取締役、執行役員他これらに準ずる者を含む）および従業員（社員、嘱託、契約社員、パート、アルバイト等）が、この経営理念の実現に向けて取り組んでいる。

（経営理念）

- 1.顧客企業の喜びを通して、その一層の発展に貢献する、信頼されるエクセレントパートナーになる。
- 2.公正にして明朗な社会の実現に向けて、尊敬されるベスト・コンプライアンス(法令遵守)カンパニーになる。
- 3.地球環境の回復と維持保全を図る、生きている地球のグリーンパートナーになる。
- 4.最先端技術の発展と新製品の開発・生産に寄与できる、ボランティア(自発的貢献)・グローバルカンパニーになる。
- 5.活力と企業価値を高め、社員にとって働き甲斐のある、健全経営のヘルシーカンパニーになる。

当社は、透明性の高い経営の実現と企業価値の継続的な向上により、株主、投資家の皆様をはじめ、顧客・取引先・社会から信頼され、継続して成長できる企業であり続けるために、コーポレート・ガバナンスの充実を経営上の重要課題の一つと位置づけております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則に則り、実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
あいホールディングス株式会社	1,561,600	19.90
有限会社高田興産	743,613	9.47
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	446,700	5.69
日本電計取引先持株会	260,000	3.31
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	225,900	2.87
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	224,100	2.85
日本電計従業員持株会	195,111	2.48
成川 武彦	160,000	2.03
菊水電子工業株式会社	157,880	2.01
KBL EPB S.A. 107704	101,300	1.29

支配株主（親会社を除く）の有無

――

親会社の有無

なし

補足説明

――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 JASDAQ

決算期

3月

業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数 更新	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高 更新	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

特になし。

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	5 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
小池 静生	他の会社の出身者							○				
佐久間 涼	他の会社の出身者							○				
藤原 敏夫	他の会社の出身者											
小倉 義夫	他の会社の出身者											
元橋 好雄	税理士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	-------	------	--------------	-------

小池 静生			筆頭株主である「あいホールディングス株式会社」の子会社で、当社の取引先であるグラフテック株式会社の取締役	小池静生氏は、グラフテック株式会社の取締役であり、計測器業界での経験が長く、当社の関連する業界知識も豊富で業務にも精通しております。その経験・知識を当社の経営管理体制の強化並びに当社の企業価値の最大化に資するものと判断し、社外取締役に選任しております。利益の最大化と健全な経営は、主要株主の最も関心のあるところの一つでもあり、社外取締役として、客観的な視点で、取締役会の意思決定プロセスの妥当性・適正性を確保するための役割を果たしていただけるものと判断しております。
佐久間 涼			筆頭株主である「あいホールディングス株式会社」の子会社であるプールズ株式会社の取締役	佐久間涼氏は、プールズ株式会社の取締役であり、企業経営における高い見識を有しており、経営管理体制の強化並びに当社の企業価値の最大化に資するものと判断し、社外取締役に選任しております。利益の最大化と健全な経営は、主要株主の最も関心のあるところの一つでもあり、社外取締役として、客観的な視点で、取締役会の意思決定プロセスの妥当性・適正性を確保するための役割を果たしていただけるものと判断しております。
藤原 敏夫	○	○	岩崎通信機出身	藤原敏夫氏につきましては、会社経営に関する豊富な経験、業界知識が経験豊富で、高い見識を有しており、経営者としての客観的立場から経営陣の業務執行に対する監督・監査を行うことが可能であるため監査等委員（社外）に選任しております。 また、一般株主と利益相反が生じる恐れがないため独立役員として適任であると判断し指定いたしました。
小倉 義夫	○	○	ローデ・シュワルツ・ジャパン出身	小倉義夫氏につきましては、会社経営に関する豊富な経験、業界知識が経験豊富で、高い見識を有しており、経営者としての客観的立場から経営陣の業務執行に対する監督・監査を行うことが可能であるため監査等委員（社外）に選任しております。 また、一般株主と利益相反が生じる恐れがないため独立役員として適任であると判断し指定いたしました。
元橋 好雄	○	○	税理士	元橋好雄氏につきましては、税理士として豊富な会計・税務の専門知識と経験を有し、その専門的知識・見識を有しており、当社の監査に生かしていただきたく、監査等委員（社外）に選任しております。 監査等委員として、客観的な視点で、取締役会の意思決定プロセスや取締役の業務執行の妥当性・適正性を確保するための役割を果たしていただけるものと判断しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

更新

	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長 (議長)
監査等委員会	3	2	0	3	社外取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし				

更新

現在の体制を採用している理由

更新

当社では、取締役会は、迅速かつ的確な意思決定機関として、取締役会規程に則り、経営の基本方針や法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、毎月1回厳正に開催している他、緊急な意思決定を要する事項については、適宜臨時でも開催しております。

取締役会の機能をより強化し、透明性を確保し、さらに高いレベルの経営を目指す観点から、社外取締役2名の選任に加え、社外の経営者を経営顧問として取締役に参加していただき、客観的な意見を経営に反映する体制をとっております。

また、当社は、監査等委員会を設置しており、監査等委員会を構成する監査等委員である取締役3名の内、2名を常勤、1名を非常勤の体制とし、監査体制の強化を図っております。

常勤監査等委員である取締役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、全体営業会議や取締役会などの重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求める体制となっている。また、当社の会計監査人であるアーク有限責任監査法人の営業所監査に帯同して監査を実施する等、情報共有して監査法人と連携を強化しております。

したがって、当社は、取締役の職務執行に対し有効かつ適切に監視を行う客観性と中立性を確保し、実効性ある経営監視ができる現体制を採用しております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 **更新**

当社は、監査等委員会を設置しており、監査等委員会を構成する監査等委員である取締役3名は常勤2名、非常勤1名の体制とし、監査等委員会で定めた監査方針、監査計画等に従い、取締役会及び全体営業会議への出席や内部監査の実施状況の監督等を通じて、経営のコンプライアンス状況と監督機能の強化に努めている。常勤の監査等委員である取締役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、全体営業会議や取締役会などの重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求める体制となっている。また、当社の会計監査人であるアーク有限責任監査法人の営業所監査に帯同して監査を実施する等、情報共有して監査法人と連携を強化している。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の数 **更新**

3名

その他独立役員に関する事項

藤原敏夫氏、小倉義夫氏、元橋好雄氏につきましては、証券取引所の定める独立役員に選任しております。
当社との取引関係がない独立した立場にあり、一株株主と利益相反のおそれがないと判断し独立役員として、客観的な視点から、取締役会の意思決定プロセスの妥当性・適正性を確保するための役割を果たしていただけるものと判断しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

役員報酬は、役付・職務に応じた内規に基づいて合理的に算定しており、一部業績が反映される仕組みを導入している。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の) 開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

平成31年3月期における当社の取締役および監査役に支払った報酬は次のとおりであります。
取締役(監査等委員を除く) 8名 147,738千円(うち社外取締役2名 4,540千円)
取締役(監査等委員) 5名 34,295千円(うち社外取締役4名 31,196千円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

あり

取締役の報酬については、代表権の有無、役付、役職等により基本額を決定している。

役員賞与相当部分は、業績連動報酬の仕組みを導入しており、1.内部留保基準2.配当基準3.社員賞与基準(社員賞与支給月数を超えない)の一定の算式に基づいて合理的に算定する方針をとっている。

【社外取締役のサポート体制】

現状、社外取締役・監査等委員である取締役の職務を補助すべき使用人はいないが、必要に応じて、監査等委員である取締役の業務補助のため、監査等委員である取締役を補助する使用人を置くこととし、その人事については、取締役と監査等委員である取締役が意見交換を行う体制をとっている。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 (現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社の業務執行、監査・監督の状況は次のとおり。

1. 取締役会

取締役会は、迅速かつ的確な意思決定機関として、取締役会規程に則り、経営の基本方針や法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、定時取締役会は、毎月1回厳正に開催している他、緊急な意思決定を要する事項については、適宜臨時でも開催している。

また、取締役会の機能をより強化し、透明性を確保し、さらに高いレベルの経営を目指す観点から、社外の経営者を経営顧問として取締役に参加していただき、客観的な意見を経営に反映する体制をとっている。なお、女性の取締役は、現時点ではない。

2. 執行役員制度

当社は、従来から合議制を重視したガバナンスが商社としての経営スタイルに合っているものと判断し、取締役会の意思決定と、執行役員制度による会社の意思決定に対する現場の迅速な業務執行の確保により、機動的な経営の実現を図っている。

3. 監査等委員会

当社は、監査等委員会を設置しており、監査等委員会を構成する監査等委員である取締役3名は常勤2名、非常勤1名の体制とし、監査等委員会で定めた監査方針、監査計画等に従い、取締役会及び全体営業会議への出席や内部監査の実施状況の監督等を通じて、経営のコンプライアンス状況と監督機能の強化に努めている。常勤の監査等委員である取締役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、全体営業会議や取締役会などの重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求める体制となっている。また、当社の会計監査人であるアーク有限責任監査法人の営業所監査に帯同して監査を実施する等、情報共有して監査法人と連携を強化している。

4. コンプライアンス委員会

当社は、企業が存立を継続するためにはコンプライアンスの徹底が必要不可欠であるとの認識の下、すべての役員及び従業員が公正で高い倫理観に基づいて行動し、広く社会から信頼される経営体制の確立に努めている。具体的には、社長直属のコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の構築、コンプライアンス問題に対する受付、相談窓口、コンプライアンス・マニュアルの改訂や教育計画の立案等を推進する体制とする。また、コンプライアンスの推進については、日本電計グループの「コンプライアンス・マニュアル」を制定しており、役員および従業員等がそれぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題としてとらえ業務運営にあたるよう研修等を通じて意識の高揚を図っている。その中で、相談・通報できる体制を設けており、役員および社員等が、社内においてコンプライアンス違反行為が行われ、または行われようとしていることに気がついたときは、事務局に通報(匿名可)しなければならないと定めており、会社は、通報内容を秘守し、通報者に対して不利益な扱いを行わないこととすることを明記している。

5. 監査室

当社は、社長直轄の監査室を設置して、遵守状況を確認するため、国内営業所はもとより、海外の子会社、連結子会社についても、全営業拠点を対象に原則として年1回の内部監査を実施している。会計帳簿の点検の他、業務状況の実態把握により、営業拠点の抱える問題点を指摘し、対応策を指導している。また、監査結果については、現場に還元するとともに、代表取締役および監査等委員会に報告し、コンプライアンス体制の強化に努めている。

6. 法律事務所および会計監査法人

法律事務所より必要に応じて法律全般の助言と指導を受けているほか、会計監査法人であるアーク有限責任監査法人には、営業拠点の実地監査を含めた会計監査を通じて、経営の透明性に関する適切な助言と指導を受けている。

7. ISO

また、品質に関するISO9001に加え、環境重視の営業体制構築を狙いとして、平成15年12月に、環境マネジメントに関するISO14001を取得しており、規格の変更に対応し、これまで以上に環境に配慮した営業を展開している。品質マネジメントシステム、環境マネジメントシステムに基づく、内部監査については、管理本部内の総務課が中心となって、有効性の継続的改善に努めている。

8. 管理職会議

取締役、執行役員、監査等委員である取締役および全営業所の管理職以上が出席する全体会議を年2回開催し、会社の経営方針や各業務本部の方針の伝達等を行っております。

9. 海外責任者会議

海外の営業拠点を含む各営業所の代表者による海外責任者会議を年2回開催し、期初の基本方針や重点活動目標の発表を通して、情報の共有化及び課題の解決を図る有意義な場となっている。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社では、取締役会は、迅速かつ的確な意思決定機関として、取締役会規程に則り、経営の基本方針や法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、毎月1回厳正に開催している他、緊急な意思決定を要する事項については、適宜臨時でも開催しております。

取締役会の機能をより強化し、透明性を確保し、さらに高いレベルの経営を目指す観点から、社外取締役2名の選任に加え、社外の経営者を経営顧問として取締役に参加していただき、客観的な意見を経営に反映する体制をとっております。

また、当社は、監査等委員会を設置しており、監査等委員会を構成する監査等委員である取締役3名の内、2名を常勤、1名を非常勤の体制とし、

監査体制の強化を図っております。

常勤監査等委員である取締役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、全体営業会議や取締役会などの重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求める体制となっている。また、当社の会計監査人であるアーク有限責任監査法人の営業所監査に帯同して監査を実施する等、情報共有して監査法人と連携を強化しております。

したがって、当社は、取締役の職務執行に対し有効かつ適切に監視を行う客観性と中立性を確保し、実効性ある経営監視ができる現体制を採用しております。

///株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	会場確保の都合もあるが、できるだけ集中日を避ける基本方針で対応している。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	株主総会終了後に説明会を実施している。	あり
IR資料のホームページ掲載	東京証券取引所への開示文書の他、投資家向けに開催した会社説明会での資料もホームページに掲載し、一般個人投資家、株主へのIRに努めている。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理本部が担当している。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	経営理念でその尊重を表明している。また、企業行動規範(コンプライアンス・マニュアル)にステークホルダーの立場を尊重することの重要性を規定している。
環境保全活動、CSR活動等の実施	経営理念でその尊重を表明している他、環境ISOであるISO14001を取得し、環境を重視した営業活動を実施。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	企業行動規範(コンプライアンス・マニュアル)に投資家に対する行動規範として、適時・適切な情報開示の重要性を規定している。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

(基本的な考え方)

当社は、次の経営理念を掲げ、すべての役員(取締役、監査等委員である取締役、執行役員他これらに準ずる者を含む)および従業員(社員、嘱託、契約社員、パート、アルバイト等)が、この経営理念の実現に向けて取り組んでいる。

- 1.顧客企業の喜びを通して、その一層の発展に貢献する、信頼されるエクセレントパートナーになる。
- 2.公正にして明朗な社会の実現に向けて、尊敬されるベスト・コンプライアンス(法令遵守)カンパニーになる。
- 3.地球環境の回復と維持保全を図る、生きている地球のグリーンパートナーになる。
- 4.最先端技術の発展と新製品の開発・生産に寄与できる、ボランティア(自発的貢献)・グローバルカンパニーになる。
- 5.活力と企業価値を高め、社員にとって働き甲斐のある、健全経営のヘルシーカンパニーになる。

(内部統制システムの整備状況)

また、当社は、この経営理念の下、適正な業務執行のための体制を整備し、運用していくことが経営の重要な責務であると認識し、以下の内部システムを構築している。当社は、今後とも、内外の環境変化に応じて、一層適切な内部統制システムの構築に向けて絶えず努めていく所存である。

1.取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(会社法362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項第4号)

当社は、企業が存立を継続するためにはコンプライアンスの徹底が必要不可欠であるとの認識の下、すべての役員及び従業員が公正で高い倫理観に基づいて行動し、広く社会から信頼される経営体制の確立に努める。具体的には、社長直属のコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の構築、コンプライアンス問題に対する受付、相談窓口、コンプライアンス・マニュアルの改訂や教育計画の立案等を推進する体制とする。また、コンプライアンスの推進については、日本電計グループの「コンプライアンス・マニュアル」を制定しており、役員および従業員等がそれぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題としてとらえ業務運営にあたるよう研修等を通じて意識の高揚を図る。

その中で、相談・通報できる体制を設けており、役員および社員等が、社内においてコンプライアンス違反行為が行われ、または行われようとしていることに気がついたときは、事務局に通報(匿名可)しなければならないと定めており、会社は、通報内容を秘守し、通報者に対して不利益な扱いを行わないこととする。また、当社は、社長直轄の監査室を設置して、監査室が、定期的を実施する内部監査を通じて、会社の業務執行の実態を把握し、すべての業務が法令、定款及び社内諸規程に準拠して適性・妥当かつ合理的に行われているか、調査・検証することにより、不正防止、ならびに経営効率の向上に努め、監査結果を社長および監査等委員である取締役に報告する。

2.取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

(会社法施行規則第100条第1項第1号)

当社は、取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、各取締役が職務権限規程に基づいて決裁した文書等、取締役の職務の執行に係る情報を適正に記録し、法令及び「文書管理規程」等に基づき、定められた期間保存する。

3.損失の危機の管理に関する規程その他の体制

(会社法施行規則第100条第1項第2号)

当社は、様々な損失の危険に対して、危険の大小や発生可能性に応じ、事前に適切な対応策を準備する等により、損失の危険を最小限にすべく、経営トップが率先して取り組む他、組織的な対応を行う。具体的には、営業推進の根本となる「社員の安全確保」は、最重要と認識しており、数日分の食料品や飲料水の保存を始めとする大規模地震対策、インフルエンザの大流行対策として諸施策を実施している。また、総務部門が担当して、緊急時に備えた、連絡網の整備等に取り組み、平時においては、その有するリスクの洗い出しを行い、そのリスクの軽減等に具体的にに取り組んでいる。また、当社の営業上の重要性の高いリスクである与信信用リスクについては、管理本部が中心となり、一定の基準で毎月見直しを実施し、調査を指示するなど、与信管理の社内ルール徹底と更なる管理体制の強化を実施する。

4.取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則第100条第1項第3号)

当社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況について報告を求め、相互の監督等を行なう。取締役会の機能をより強化し、透明性を確保し、さらに高いレベルの経営を目指す観点から、社外の経営者を経営顧問として取締役会に参加していただき、客観的な意見を経営に反映する体制をとっている。また、取締役と執行役員を主なメンバーとする経営会議を毎月開催し、重要問題について協議し、具体策をまとめ、役員会に意見具申する体制をとっている。当社は、環境変化に対応した会社全体の将来ビジョンと当社のあるべき姿を明確化し、具体的な行動目標を定めるため、中期経営計画及び半年度の経営計画を策定している。承認された中期経営計画に従い、その達成に向けて、営業本部、管理本部、各営業所が具体的な目標を策定する。また、進捗状況のチェックと情報共有化を狙いとして、役員・全営業所の所長・副所長からなる全体営業会議を毎月定例開催する。

5.当社グループ会社における業務の適正を確保するための体制

(会社法施行規則第100条第1項第5号)

当社グループのコンプライアンスの推進については、日本電計グループの「コンプライアンス・マニュアル」を活用し、役員および従業員等がそれぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題としてとらえ業務運営にあたるよう研修等を通じて意識の高揚を図る。当社は、当社グループ企業を管理するため、「グループ会社管理規程」を制定しており、グループとしての協力体制を図ると共に、グループ会社の経営については、その自主性を尊重する。また、事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行い、適切な経営管理を行う。連結子会社に対しては、監査室が定期的に監査を実施している他、主要な子会社については、当社取締役が取締役や監査等委員である取締役に就任して監査を行い、業務の適正を確保する体制を整備する。

6.監査等委員である取締役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合に関する当該使用人に関する事項

(会社法施行規則第100条第3項第1号)

現在、監査等委員である取締役の職務を補助すべき使用人はいないが、必要に応じて、監査等委員である取締役の業務補助のため監査等委員である取締役の職務を補助する使用人を置くこととし、その人事については、取締役と監査等委員である取締役が意見交換を行う。

7.監査等委員である取締役への報告体制およびその他監査等委員である取締役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則第100条第3項第3号)

代表取締役および業務執行を担当する取締役は、取締役会等の重要な会議において、随時その担当する業務の執行状況の報告を行う。

取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したとき、直ちに監査等委員である取締役に報告する。また、常勤監査等委員である取締役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、全体営業会議や取締役会などの重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求める。なお、監査等委員である取締役は、当社の会計監査人であるアーク有限責任監査法人から会計監査内容について説明を受けるとともに、監査法人の監査に帯同して、営業所の監査を行なう等、情報の交換と連携を図る。

8.その他監査等委員である取締役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(会社法施行規則第100条第3項第4号)

「内部監査規程」において、監査室長は監査等委員である取締役との密接な連携を保つよう努めなければならない旨を定め、監査等委員である取締役と連携して、内部監査の実効性確保を図る。また、監査等委員である取締役は、営業所の状況を把握するため、監査実施時に、監査室長に帯同して、独自に監査を実施する他、監査室の監査状況もチェックする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1.基本方針

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を一切遮断することを基本方針としております。

2.体制の整備

企業行動規範(コンプライアンス・マニュアル)に反社会的勢力との対決していく姿勢といかなる要求にも応じない旨を明記しております。管理本部を対応統括窓口とし、管理本部長を不当要求防止の責任者としております。所轄の警察署や顧問弁護士などの指導を受けるとともに必要な情報の共有化を図ることとしております。また、社員研修時には、コンプライアンス研修の時間を設け、不当な要求を受けた場合の対応について、周知徹底を図っております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項
